

小田原市文化振興審議会 第2回会議 次第

日時：令和2年11月24日（火）

15時30分～

場所：小田原市役所 3階 全員協議会室

1 開 会

2 議 題

(1) 文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）について

3 その他

4 閉 会

文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）

第1章 小田原市の特徴ある文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史・文化資産、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動等、すべてが融合し、小田原ならではの文化を育んできました。

小田原ならではの文化は、小田原城をはじめ、甲冑・鋳物などの「武士・戦国の文化」、小田原物と称される木製品や水産練製品、梅干、和菓子、漬物、塩辛等、地域特性を生かした江戸期宿場町城下町の「なりわい文化」、海や山の自然に基づく各地域のお祭り・神輿・山車など「民衆の文化」、古代より交通の要衝であり、人車鉄道、馬車鉄道、路面電車などから新幹線までの「交通の文化」、明治・大正期の政財界人や文人のもとで花開いた「邸園文化」、江戸期には「曾我物」が歌舞伎や能などの題材として取り上げられるなどをはじめとした「舞台文化」、戦後にはいち早く美術や演劇など、市民による文化芸術活動が復興された「市民文化」など、様々な分野に及び、北条時代には秀吉が一夜城で茶会を催し、松永耳庵など近代小田原三茶人による茶道文化や、自然に恵まれた小田原ならではの食材を生かした食など、豊かな「生活文化」も育まれています。

第2章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定に至る経緯

平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第4条では、地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。平成29年6月には「文化芸術基本法」に改正され、基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定されました。平成24年6月に施行の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条では「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めています。

小田原市では、平成24年3月に小田原らしい文化や文化のもとで目指すこれからの姿を「小田原市文化振興ビジョン」にまとめました。そして、文化芸術基本法を踏まえ、また、令和3年9月の市民ホールの開館を考慮し、令和2年4月に市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による活力と魅力あふれるまちの実現のため「小田原市文化によるまちづくり条例」を制定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即し、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進のため、策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までとします。

第3章 文化によるまちづくりの考え方

(1) 文化の振興とまちづくり

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきました。

また、人々は過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。歴史や風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつけられると考えます。

豊かな文化に触れた感動は、行動を起こす力となり、共感されることで持続させる力を生みます。

文化を振興することは、市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくり、社会の基盤形成、そして経済・教育・福祉など諸活動の波及効果につながる未来のまちへの投資とも言えます。

(2) 文化の担い手と役割

市民一人一人が、文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくことが望めます。行政は、市民の自主性、創造性、多様性を尊重し、その活動の下支えとなるよう、必要な施策を実施します。

(3) 目指すまちの姿と基本目標

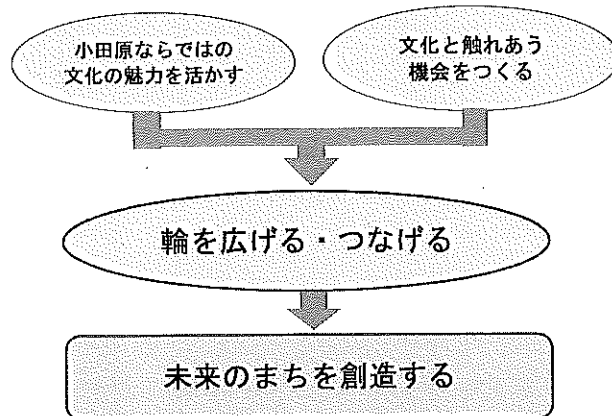
小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念に基づき、本計画の目指すまちの姿と基本目標を次のように定めました。

<目指すまちの姿>

- 誰もが、文化芸術を楽しめるまち
- 地域からまち全体が舞台となり、日常の暮らしに、文化が息づく魅力あるまち
- 小田原ならではの文化が世界に開かれているまち

<基本目標>

- 1 小田原ならではの文化の魅力を活かす
- 2 文化と触れあう機会をつくる
- 3 輪を広げる・つなげる
- 4 未来のまちを創造する



第4章 施策の推進・・・基本目標と取り組み内容

基本目標を実現するための方法を施策として位置づけ、計画を推進していきます。

()内は施策の展開例

基本目標1	小田原ならではの文化の魅力を活かす
長い歴史や風土の中で生まれ、受け継がれてきた「小田原ならではの」文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。	
施策1	文化を守り、伝える 小田原ならではの伝統文化、なりわい文化、生活文化等を大切にするとともに、新しい光をあて、後世に継承します。 (文化財の公開、郷土資料の活用、民俗芸能の保存・継承)
施策2	文化資源の保存と活用 文化資源を、小田原の誇りとして保存するとともに、その価値が十分に発揮されるよう積極的に活用します。
基本目標2	文化と触れあう機会をつくる
文化・芸術の拠点である市民ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。	
施策1	文化・芸術拠点である市民ホールの活用 市民ホールでの文化活動を推進するとともに、多くの人が集い、まちのにぎわいを創出する施設としても活用します。 (市民ホールの整備・運営)
施策2	文化活動への支援 市民による文化活動の相談体制を整えるとともに、多くの人々の活動への参加を促進します。 (発表機会の充実、情報発信の充実)
施策3	文化・芸術に触れる身近な機会の充実 すべての市民が多様な文化・芸術に触れ、感動の共感をつなげることで、活動をより広げられるよう機会の充実を図ります。 (市民ホールに足を運ばない、運べない市民にも芸術文化を届ける事業の実施)
基本目標3	輪を広げる・つなげる
歴史的・文化的資源や市民の活動を内外に発信するとともに、様々な分野と連携・交流し、さらなる魅力の創出を図ります。	
施策1	文化を支える人材の育成 文化活動を行う人や担い手、活動を支える人材を市内外から増やすとともに、その活動の場を広げていくことにより、文化を地域で支えていく土壌を育てます。 (セミナーの実施・若手芸術家の支援、文化基金の活用)
施策2	特色のある文化の発信 小田原ならではの文化や、市民の活動を広く発信することで、市民に文化への理解を深めてもらうとともに、世界に向けて魅力を伝えます。 (SNS等を活用した情報発信)
施策3	市内外の交流の促進 国内外の姉妹都市をはじめ、交流のある都市との連携を強化するとともに、様々な人と人との文化交流を促進します。 (多様な交流の機会の創出)
施策4	様々な分野・人材・団体等との連携 教育や福祉など他分野と連携することで、子どもや障がいの有無に関わらず、すべての人に文化に触れる機会を充実させるよう、文化団体のみならず、多岐にわたる分野の人材・団体と協働・連携して文化活動を推進します。 (生涯学習活動との連携、市民による文化芸術活動の活性化)

施策5	産業・観光との連携による魅力の創出
	産業・観光団体や、商店街等と連携してまちの各所に点在する文化資源を有効活用し、さらなる魅力の創出を図り、文化観光を推進します。 (商店街などと連携したイベントの開催、まちあるきの促進)
基本目標4	未来のまちを創造する
	小田原ならではの文化を子どもたちへ継承し、住み続けたい日常の豊かさを創造するとともに、文化の振興による社会の課題の解決等、地域から文化によるまちづくりを進めることで、市民一人一人がその価値を認識し、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」を創造します。

第5章 計画の推進体制

(1) 計画の評価

計画の実現を図るために、随時検証や評価を行い、その検証結果について、必要に応じて計画の変更や他の措置を講じるように努めます。

(2) 文化振興審議会

文化振興審議会は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画を策定するため、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するための機関です。

(3) 市民参加の機会

市民が担い手として文化を支えていくことが望まれます。様々な分野の活動の情報共有の機会を検討し、連携を図ります。

(4) 庁内体制

必要に応じて、他部署とも連携し、目指すまちの姿に向けて取り組みます。